

経産省、人材版伊藤レポート二・〇(案)を公表
人的資本経営の具体的工夫を提示

経済産業省は、三月十八日、人的資本経営の実現に向けた検討会(座長・伊藤邦雄一橋大学CFO教育研究センター長)の第九回会議を開催し、「人的資本経営の実現に向けた検討会報告書」(人材版伊藤レポート二・〇)(案)を公表した(同月二三日差換え。同研究会の概要は本誌二二六八号既報)。

二〇二〇年九月に経産省が公表した「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書(人材版伊藤レポート)」は、人材戦略において求められる三つの視点と五つの共通要素を整理したが(同報告書の解説は本誌二二四七号四頁)、その後継報告書に当たる本案は各視点や共通要素を人的資本経営で具体化する際に、実行に移すべきと考えられる取組み、その重要性、およびその取組みを進める上で有効となる工夫を八つの取組みとして示している。具体的には、①経営戦略と人材戦略を連動させるための取組み、②「Ais-Topギャップ」の定量把握のため

の取組み、③企業文化への定着のための取組み、④動的な人材ポートフォリオ計画の策定と運用、⑤知・経験のダイバーシティ&インクルージョンのための取組み、⑥リスク・学び直しのための取組み、⑦社員エンゲージメントを高めるための取組み、⑧時間や場所にとられない働き方を進めるための取組みのそれぞれについて複数個の具体的な工夫が示されている。

本案はその狙いについて、人的資本情報の開示に向けた国内外の環境整備の動きが進む中で、人的資本経営を本当の意味で実現させていくには、「経営戦略と連動した人材戦略をどう実践するか」と、「情報をどう可視化し、投資家に伝えていくか」の両輪での取組みが重要となるとし、本案は前者についてのものであり、後者については、内閣官房の「非財務情報可視化研究会」、経産省の「非財務情報の開示指針研究会」、金融庁の金融審議会「デイスクリージャーワーキング・グループ」等における議論を参

考としながら、各企業において取組みが進められることを期待したいとしている。

信託協会、ESG版伊藤レポートを公表

投資家、企業、ESG評価機関等による議論の取りまとめ

信託協会は、三月十七日、「ESGへの実効性ある取組みの促進と課題解決に向けて」マテリアリティの特定と役員報酬制度の在り方」を取りまとめた。本報告書の略称は、「ESG版伊藤レポート」とされ、企業のESGへの取り組み促進に関する研究会(座長・伊藤邦雄一橋大学CFO教育研究センター長)による、二〇二一年四月からの全一二回の議論を取りまとめたものである。本報告書は五章立てであり、前半の三章で、サステナビリティをめぐる国内外の動向、ESGをめぐる関係当事者(企業、機関投資家、ESG評価機関)の取組みを確認した上で、ESGへの取組み促進に向けた課題として、①ESGへの取組みの一層の実効性向上と②ESG指標に係る各種課題という二つの課題を抽出している。

その上で、①に関連しては

研究会内でなされた、社内コンセンサスの醸成、PDCAサイクルの確立、役員報酬制度との連動、エンゲージメントによる実効性向上についてのさまざまな議論を、最新情報勢の紹介や個別意見も含めて取りまとめ、今後の企業の取組みへの示唆としている。

また、②について、まず、企業は持続可能な企業価値向上のプロセスとして、経営理念・パーパス(存在意義)やマテリアリティ(重要課題)、経営戦略と関連づけた適切な目標を定め、その成果を測る指標としてESG指標を設定すべきとしつつ、同指標には、「透明性の確保」「恣意性の排除」「客観性の担保」「業績との連動」の課題があり、これらの課題解決が必要となることを指摘する。さらに、同指標を「経営戦略に基づくESG指標」と「役員報酬制度におけるESG指標」に分け、それぞれの課題と解決の方向性を統計資料等に基づき具体的に提示している。特に後者の役員報酬制度におけるESG指標に関しては、指標の設定、指標の役員報酬制度への反映方法、決定手続、情報開示のそれぞれについて実務指針を示している。

金融審議会デイスクリージャーワーキング・グループの第七回会議が開催される
サステナビリティ開示に関する議論が進展

金融庁は、三月二十四日、金融審議会「デイスクリージャーワーキング・グループ(令和三年度)」(座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)の第七回会議を開催した。今回のテーマは、①サステナビリティ開示全般・気候変動に関する開示、②人的資本・多様性等に関する開示であり、サステナビリティ関連のテーマを扱うのは、第三回会議ぶりである(第四回はコーポレートガバナンス、第五回は経営上の重要な契約、前回は情報開示の頻度・タイミングをテーマとした。前回について本誌二二八七号既報)。今回会議では、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による気候変動に関する開示基準が市中協議を経て本年中に最終化予定であることや、国内でもサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が七月に正式発足予定であることなどの最新情勢が

紹介された上で、以下の各点が議論された。

①については、国内外からの投資を呼び込み、国際的な比較可能性を確保するとともに、わが国の事情、国内企業の取組み、投資家の声などを十分に踏まえ、またその声を集約し、国際的な働きかけを進めることが求められるという前提を置いた上で、(i)有価証券報告書に「記載欄」を設け、当初の開示項目として、「ガバナンス」と「リスク管理」はすべての企業が開示し、「戦略」と「指標と目標」は各企業が重要性を判断して開示すること(具体的には、さまざまなサステナビリティ要素があるところ、企業は自社にとっての重要性のあるサステナビリティ項目について、「サステナビリティ情報」の記載欄)に記載すること、同記載欄では、投資家の投資判断に必要な情報を開示しながら、詳細情報については任意開示書類を参照可能とすることが考えられるとする)、(ii)任意開示等において、気候変動関連の開示の質と量の充実を促すこと、(iii)日本におけるSSBJにおいて、国内の開示実務や投資家の期待を集

約しつつ、ISSB等への意見発信を進めること、(iv)SSBJにおいて、今後のISSBにおけるサステナビリティ基準の策定動向を踏まえつつ、日本における開示の個別項目について、実務面も含めた検討を進めること、(v)SSBJの検討成果を踏まえ、あらためてサステナビリティ開示の個別項目の取扱いを議論するとともに、基準設定におけるSSBJの役割の明確化に向けた検討を進めることなどについて議論がなされた。

②については、「企業価値判断における重要性が特に増している」との指摘などを踏まえ、ISSBの基準策定作業を先取りし、(i)中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」(多様性の確保を含む)や「社内環境整備方針」の開示を求めると、(ii)各会社の事情に応じ、前記の「方針」と整合的に測定可能な指標(インプット/アウトカム)の設定、その目標および進捗状況の開示を求めると、(iii)企業の多様性確保に係る指標として、女性管理職比率、育児休業取得率、男女間賃金格差等、中長期的な企業価値判

断に必要な項目の開示を求めるとなどが議論された。

そのほか虚偽記載責任との関係、サステナビリティ情報に対する保証、サステナビリティ開示に関するロードマップ等の議論もなされた。

SEC、気候関連開示規則案中で市中協議を開始

二〇二三会計年度から段階的に適用開始予定

米国証券取引委員会(SEC)は、三月二日、気候関連開示を義務化する内容の規則案を公表し、五月二〇日をコメント期限とする市中協議を開始した。本規則案は、規則最終化を経た後、企業規模に応じて、早ければ二〇二三会計年度から段階的に適用開始予定である。

本規則案は、すべてのSEC登録企業を対象に、各開示媒体において「気候関連開示」のセクションを設けることを要求し、同セクションで要求される開示として、①取締役会と経営者による気候関連リスクの監督、②気候関連リスクが、企業の戦略、ビジネスモデル、見通しに与える影響、③気候関連リスクを識別、評価、管理するプロセス

および企業の総合的リスク管理に統合されているかどうか、④リスク管理の一部として移行計画を採用している場合は、当該計画の説明(物理・移行リスクを特定、管理するための指標と目標を含む)、⑤シナリオ分析を行っている場合は使用したシナリオ、前提、予想される主要な財務的影響、⑥温室効果ガス(GHG)排出量等の開示を要求している。また、一部企業には、GHG排出量のスコップ1・2に関し段階的に保証を求めている。

デイスクリュージャーワーキング・グループ第七回会議の事務局説明資料では、本規則案の概要が整理されている。

環境省、民間企業のための気候変動適応ガイドの改訂版を公表

気候変動対応の進め方を具体的に整理

環境省は、三月二五日、「改訂版 民間企業の気候変動適応ガイド—気候リスクに備え、勝ち残るために—」を公表した。本ガイドは、二〇一九年三月に公表されたガイドの改訂版であり、二〇一八年一月に施行された気候変動

適応法で、民間企業に、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応と、国および地方公共団体の気候変動適応に関する施策への協力に努めることが期待されたことに基づくものである。また、改訂に当たっては民間事業者の気候変動適応の促進に関する検討会(座長・上妻義直上智大学名誉教授)等からの助言を得ている。

本ガイドは、第一章(第三章で、気候変動が経営上の最重要課題となった背景(国際的な潮流)、気候変動が事業活動に与えるリスクと機会を整理し、第四章で多数の事例を紹介しつつ、気候変動適応の進め方を整理している。

東証、上場維持基準の適応に向けた計画等の作成上の留意事項等を公表

新市場区分に基づく制度整備が進む

東京証券取引所は、三月一六日、「株券等の分布状況表(新様式)等の作成要領」を公表し、また、同月一八日、「上場維持基準の適応に向けた計画」及び「計画に基づく進捗状況」作成上の留意事

項」を公表した。

前者は、新市場区分への移行に伴う流通株式の定義見直しを踏まえ、株券等の分布状況表の様式を変更し、本年四月四日（新市場移行日）以後に到来する事業年度末から適用するものであり、提出された分布状況表をもとに、株主数や流通株式時価総額等の上場維持基準に係る審査が実施される。審査の結果、上場維持基準に抵触した場合、「上場維持基準の適合に向けた計画」（適合計画）の開示が必要となり、抵触後一年以内は当該基準に適合しないときは上場廃止となる（なお、新市場区分移行前の上場企業には経過措置として緩和された上場維持基準が適用される）。

後者は、前者の場合も含めて開示が必要となる。適合計画等の作成上の留意点を示すものである。同留意点は、昨年五月一二日に上場各社に通知された「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」作成上の留意事項を一部改訂したものであり、すでに適合計画を開示している場合に、追加で作成・開示が必要となり得る「上場維持基準の適合に向けた計画」に基づ

く進捗状況」の作成上の留意点も示されている。

□ 企業情報

東芝、戦略的再編に向けた臨時株主総会を開催

会社提案・株主提案のいずれも否決

東芝は、三月二四日、臨時株主総会を開催し、会社提案である「第一号議案 戦略的再編の検討を進めることに関する株主の皆様のご意見確認の件」、株主（3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND）提案である「第三号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件」の双方の採決を行った（株主提案の第二号議案は二月二二日に撤回済み）。前者については、反対率五九・六九%／賛成率三九・五三%、後者については反対率五四・八四%／賛成率四四・六〇%でいずれも否決された。

東芝は、昨年一月二二日、「東芝グループの戦略的再編について」を公表し、同社グループを三つの独立した会社（東芝、インフラサービスCo.、デバイスCo.）とする戦略的再編を行うこと、同再編を臨時株主総会で株主に諮ることを発表していたが、その後、同再編を東芝とデバイスCo.の二社への再編とする改定を二月七日に決定し、同月一四日にこの改定再編についての株主の意見確認を目的とする第一号議案を臨時株主総会に諮ることを決定した。その間、一月六日に前記株主が、同再編の再検討を求めることを趣旨とする第二号・第三号議案を目的事項とする臨時株主総会招集請求を行っていた。

臨時株主総会（午前一〇時開始）では、一時間強の質疑応答と議場閉鎖ののちに、投票用紙での投票が行われた。集計のための休憩ののち、決議結果の報告がなされ二時間半弱で閉会した。質疑応答では、今後の経営体制に関する質問もなされ、社外取締役であるジェリー・ブラック取締役、綿引万里子取締役からの回答もなされている。また、投票に際しては、投票用紙の提出がない場合の議決権行使の効力や、投票開始時に議場内にとどまる場合の事前の議決権行使の効力などについて説明がなされた。

月刊 資料版/商事法務

2022年3月号

直接購読制 A4判 平均250頁
月刊・毎月25日発行 年間47,300円(税込)

●オプション『資料版/商事法務データベース』
ご利用料金 年間23,760円(税込)
※データベースのみのお申込はできません

〈主要記事〉

- ◎コーポレートガバナンス・コードに基づく知財戦略の開示
——知財・無形資産ガバナンスガイドライン公表を受けて——
鮫島正洋
- ◎執行役員制度の採用・見直しにおける留意点と開示
橋本裕幸/薄井琢磨
- ◎機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析(上)
——2022年版——
若林功晃/城戸賢仁/福澤寛人
- 〈2022年6月総会対策〉——
- ◎ESGアクティビズムの動向と対応上の留意点
——機関投資家の視点を踏まえた株主提案への対応——
安井桂大
- ◎2022年事業報告作成上のポイント
プロネクサスディスクロージャー相談部

〈裁判動向〉

- ◎関西電力元取締役らに対する損害賠償請求事件における訴訟代理人の訴訟行為排除命令申立事件 (大阪高決令3・12・22, 大阪地決令3・3・26)

〈連載〉

- ◎会社法に基づく計算関係の実務の要点
——第3回 貸借対照表・損益計算書——
片山智裕/金谷利明

〈視点・つぶやき〉

- ◎サステナビリティ関連情報の法定開示に向けた課題
中村慎二
- ◎良い意味でミーハーに

株式会社 商事法務

電話 03(5614)5651(営業)
FAX 03(3664)8844(ク)

見本誌ご希望の方はFAXにてご請求下さい。

月間日誌

2022年3月

1日	政府、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案を閣議決定	18日	東証、「『上場維持基準の適合に向けた計画』及び『計画に基づく進捗状況』作成上の留意事項」を公表
3日	経産省、「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」報告書（案）について意見募集	21日	SEC、上場会社に気候関連情報の開示を強化する規則変更を提案（温室効果ガス排出量等）
4日	政府、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定	22日	所得税法等の一部を改正する法律が可決成立 経産省、「社会課題解決型の企業活動に関する意識調査」の結果を踏まえて「市場形成力指標Ver2.0」を策定
7日	商業登記規則の一部を改正する省令（令和4年法務省令第6号）が公布および施行（商業登記電子証明書関係）	23日	証券監視委、「SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件の告発について」を公表 GPIF、国内株式運用機関が選ぶ「優れたTCFD開示」を公表
8日	政府、民事訴訟法等の一部を改正する法律案を閣議決定	24日	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の第7回会議が開催される（サステナビリティ開示等の非財務情報開示関係） 東芝、臨時株主総会開催（会社提案・株主提案のいずれも否決）
9日	経産省、東証、「健康経営銘柄2022」に50社を選定 経産省、第1回「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を開催 SEC、上場会社のサイバーセキュリティに関する開示を強化する規則変更を提案	25日	金融庁、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和4年度）」を公表 経産省、「第1回グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」を開催 環境省、民間企業のための気候変動適応ガイド改訂版を公表
11日	GPIF、「GPIFの運用機関が考える『重大なESG課題』」を公表	29日	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の第16回会議が開催される
15日	経団連、「スタートアップ躍進ビジョン～10X10Xを目指して～」を公表		
16日	東証、「株券等の分布状況表（新様式）等の作成要領について」を公表		
17日	信託協会、「企業のESGへの取り組み促進に関する研究会」の報告書「ESG版伊藤レポート」を公表		

今後の掲載予定

▼二〇二二年株主総会の実務対応（連載）
当日の議事運営／想定問答の準備 等

▼気候変動関連情報開示の実務

*掲載予定テーマの一部を掲げています。

二〇二二年二月 定時株主総会の概況

●開催社数
三九社（前年比増減なし）
うち指名委員会等設置会社0社、監査等委員会設置会社一社（四社）

●開催日
二月二十五日（金） 二一社（二月総会会社全体の五三・八％、前年の集中日に比べて四社減、一〇・三ポイント減）

●土曜日・日曜日に開催した会社 〇社（前年は一社）

●開催時間
午前一〇時開催 三四社（回答会社の八七・二％）

●所要時間
平均 四一分（前年比五分増）

●二時間以上 〇社（前年も0社）

●出席株主数（役員を除く）
平均 二六名（前年比三名減）

●減
三〇〇名以上の株主が出席した会社 〇社（前年も0社）

●書面による事前質問状の状況
書面による事前質問状が提出された会社 二社（前年は一社）

●書面による事前質問状の合計 二通（前年は一通）

●会場における質問等の状況
総会場で質問（発言）があった会社 二九社（回答会社の七六・三％、前年は二四社）

●総会場における質問（発言）者の合計 八一名（前年比一〇名増）

〔調査対象は全国証券取引所上場会社（東証マザーズ等新市場部を除く）。なお、二月総会の会社別概況、株主宛送付書類等の詳細は、資料版／商事法務四五六号を参照されたい〕

旬刊 商事法務 No.2291

発行日 ●令和4年4月5日（5・15・25日発行）
 発行人 ●大久保文雄
 発行所 ●公益社団法人 商事法務研究会
 〒103-0025
 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10
 編集長 ●本間 聡
 （編集部） ☎(03) 5614-5685
 （会員管理部） ☎(03) 5614-5706 ☎(03) 5643-7186
 印刷 ●有限会社シンカイシャ

あとがき

▼東証の新市場区分スタートを記念して、本号では「特集」日本経済を成長させる資本市場」を掲載した。本特集では、各筆者によって、新市場区分への移行自体はゴールに向けた長い道のりへのスタートラインにすぎないことが、さまざまな表裏で強調されている。▼そのゴールも同じ場所であり続けるものではなく、グローバル競争の中で先に先に動いていくものなのだろう。ゴールに向けて、ゴールが動くより速く、資本市場が前進していくためには、上場企業や市場関係者の共通理解と積極的な取り組みが必要不可欠とされる。▼新市場区分の下で上場企業がそれぞれの課題を乗り越えていく取組みを支援すべく、本年度も本誌は取り組んでいく。（白泉）